

資料7

# 特定労務管理対象機関の指定等について

令和6年3月15日

### 都道府県別の評価センターの受審状況

評価センター受審申込 受付状況

令和6年3月11日現在

都道府県名	申込件数		
北海道	25		
青森県	6		
岩手県	5		
宮城県	11		
秋田県	2		
山形県	3		
福島県	10		
茨城県	4		
栃木県	8		
群馬県	5		
埼玉県	25		
千葉県	28		
東京都	51		
神奈川県	34		
新潟県	4		
富山県	2		
石川県	3		
福井県	2		
山梨県	2		
長野県	8		
岐阜県	14		
静岡県	16		
愛知県	27		
三重県	6		

都道府県名	申込件数		
滋賀県	7		
京都府	13		
大阪府	35		
兵庫県	22		
奈良県	4		
和歌山県	2		
鳥取県	3		
鳥根県	2		
岡山県	5		
広島県	10		
山口県	3		
徳島県	3		
香川県	2		
愛媛県	2		
高知県	5		
福岡県	28		
佐賀県	3		
長崎県	2		
熊本県	3		
大分県	4		
宮崎県	3		
鹿児島県	7		
沖縄県	14		

승計 483
--------

- ■評価センターの受審状況(3/11現在)
  - ・評価センター受審申込件数は、全国で483件
  - ・県内医療機関の受審申込件数は34件
  - ⇒特例水準の申請予定医療機関は35件 (今後増減の可能性あり) (2月webフォームアンケート結果(2/14〆)より)
- ■県への申請状況(3/15現在)
  - ・申請:<u>33件(指定済医療機関を含む)</u>

※受審申込医療機関に関する個別のお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

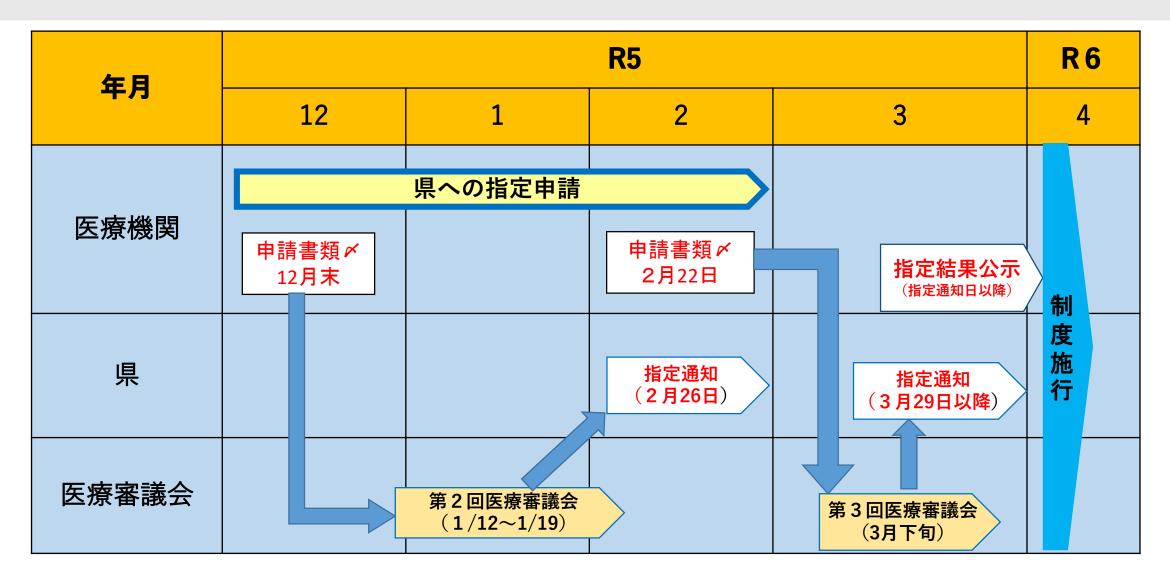
## 特定労務管理対象機関の一覧(指定済)

	病院名(申請順)	B水準	連携B水準	C-1水準	C-2水準
1	公立大学法人横浜市立大学附属病院		<b>•</b>		
2	医療法人徳洲会湘南厚木病院	<b>•</b>		<b>•</b>	
3	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター	•			
4	日本医科大学武蔵小杉病院	<b>*</b>	<b>*</b>	<b>•</b>	
5	北里大学病院	•	<b>*</b>	•	<b>•</b>
6	藤沢市民病院	<b>*</b>			
7	横浜市立みなと赤十字病院	•			
8	川崎市立川崎病院	<b>•</b>		<b>•</b>	
9	昭和大学横浜市北部病院		<b>*</b>		
10	厚木市立病院	<b>•</b>			
11	昭和大学藤が丘病院		<b>*</b>		
12	昭和大学藤が丘リハビリテーション病院		<b>*</b>		
13	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	•			
14	藤沢湘南台病院	•	<b>*</b>	<b>*</b>	
15	社会医療法人社団三思会東名厚木病院	•		•	
16	聖マリアンナ医科大学	<b>*</b>			
17	独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院	<b>♦</b>			

### 特定労務管理対象機関の一覧(県へ申請中)

	病院名(申請順)	B水準	連携B水準	C-1水準	C-2水準
18	小田原市立病院	<b>♦</b>			
19	社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス海老名総合病院	•		<b>♦</b>	
20	平塚市民病院	•			
21	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	•			
22	医療法人財団明理会東戸塚記念病院	<b>•</b>			
23	帝京大学医学部付属溝口病院		<b>*</b>		
24	医療法人徳洲会湘南藤沢徳洲会病院	<b>•</b>		•	
25	聖隷横浜病院	•			
26	医療法人社団明芳会横浜新都市脳神経外科病院	<b>•</b>			
27	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	<b>•</b>			
28	茅ヶ崎市立病院	<b>•</b>			
29	東海大学医学部付属病院	<b>•</b>	•	<b>•</b>	
30	医療法人徳洲会茅ヶ崎徳洲会病院	<b>•</b>			
31	医療法人徳洲会大和徳洲会病院	<b>•</b>			
32	関東労災病院	<b>♦</b>			
33	医療法人沖縄徳洲会湘南鎌倉総合病院	<b>•</b>		•	

## 令和5年度特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール①



Kanagawa Prefectural Government

### 第3回地域WGの開催について①

「医師の働き方改革」を推進しつつ、

限られた医療資源を効率的に活用して

「地域医療の継続」との両立を図っていくことを目的として、

• 各医療機関における働き方改革の「水準」等の情報共有と

「地域における今後の救急医療体制」について

認識のすり合わせを行う。

## 第3回地域WGの開催について②

地域	開催日時
湘南西部	2月29日 18:00~20:00
県央	3月4日17:00~19:00
湘南東部	3月5日18:00~20:00
<mark>川崎</mark>	3月6日15:00~17:00
県西	3月11日 18:00~20:00
横浜南部	3月12日 15:00~17:00
相模原	3月13日 18:00~20:00
横浜東部	3月14日 18:00~20:00
横須賀·三浦	3月15日 15:00~17:00
横浜中心部	3月21日 18:30~20:30
横浜北部	3月22日 10:00~12:00
横浜西部	3月22日 18:00~20:00
横浜北東部	3月25日 18:00~20:00
横浜南西部	3月26日 15:00~17:00

# 2 令和6年度以降の動きについて

### 医療法第25条第1項に基づく立入検査の実施について①

### 立入検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において新たに確認が必要な検査項目があります。

項目	概要	対 象	
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師(面接指導対象医師)に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。		
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月 100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間 の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置(就業上の措置)を講 じていることを確認。	全医療機関	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月 155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。		
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師(特 定対象医師)に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されてい ることを確認	特定労務管理対 象機関	

※特定労務管理対象機関:都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。 2

### 地域医療介護総合確保基金 事業区分VIについて

勤務医の労働時間短縮の推進(地域医療介護総合確保基金事業区分VI)

R 6 新規事業

勤務医の働き方改革を推進するため、大学病院等からの医療機関に対する医師派遣や、多領域の研修を行うなど一定の要件を満たす専門研修基幹施設等の勤務環境改善の取組を支援

### 勤務環境改善医師派遣等推進事業

(長時間労働医療機関への医師派遣支援)

長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する支援を行う。

#### 補助の対象となる医療機関

年通算の時間外・休日労働時間が960時間を超える又は超える 恐れのある医師のいる医療機関に医師派遣を行う医療機関 等

#### 対象経費

- 医師派遣に係る逸失利益補填
- 医師派遣を目的とした寄附講座 等

#### 補助基準額

- 当該医療機関の直近の決算数値により算出される医師1人 1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗 じて得た額:派遣医師1人当たり1,250千円×派遣月数 等
  - ※対象経費、補助単価は、区分4標準事業例「26. 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築」と同様。



医師派遣元医療機関



※同一法人間は対象外



医師派遣先医療機関

### 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

(教育研修体制を有する医療機関の勤務環境改善支援)

医療機関としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、 最新の知見や技能又は高度な技能を修得できるような医師を育成 する医療機関等において、当該教育研修のための勤務環境改善を 診療に関する勤務環境改善と一体的かつ効果的に行うための取組 等を支援。

### 補助の対象となる医療機関 ※時間外労働が年960時間超等の医師がいる医療機関

- 基幹型臨床研修病院または専門研修基幹施設であって、 100床あたりの常勤換算医師数が40人以上等の医療機関
- 基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である等の医療機関

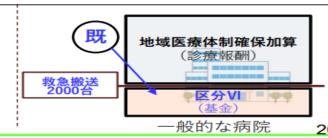
#### 対象経費

医師労働時間短縮計画に基づく勤務環境改善に係る経費

### 補助基準額

- 1床当たりの標準単価: 133千円
- ※「更なる労働時間短縮の取組」を実施する医療機関は、1床当たりの標準 単価を最大266千円まで可とする。
- ※区分VIの既存の事業(地域医療勤務環境改善体制整備事業)や地域医療体制 確保加算とは別に支援可能。





# 説明は以上となります。